



## Vol.17

弁護士 岸田鑑彦  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★【社会保険加入「遅滞」の慰謝料は5万円？】

社会保険に加入させなければならない従業員について、会社が加入手続きを遅滞していた場合、「遅滞していた」ことを理由に会社や代表者は、民事上の責任を負うのでしょうか。

社会保険未加入のために、本来加入していれば受給できるはずの厚生年金が支給されなかった場合や遺族厚生年金が支給されなかった場合など、具体的な不利益が実際に発生している場合には、会社が厚生年金に加入させる義務を怠ったとして損害賠償請求をされる可能性があります。また別途遡及加入の問題も出てきます。

では、冒頭のように「遅滞していた」こと自体が、民法上の不法行為に該当するのでしょうか。遅滞しただけでは、直ちに従業員に具体的な不利益が発生するようには思えません。

今回ご紹介するP社事件（東京地裁平成26年12月24日判決）は、社会保険加入手続きの遅滞が、代表者の不法行為にあたり、会社も連帯して責任を負うと判断した事案です。

#### 1 労働者の期待

そもそも、遅滞なく社会保険に加入してもらうことが、民法上保護される利益であるか否かが問題になります。

この点、裁判所は、「労働者には使用者に社会保険の加入手続きを適正に履行してもらう」という法律上の利益ないし期待権があり、この利益ないし期待権は法律上保護されるものであると判断しました。

すなわち、遅滞なく適正な時期に加入手続きを履行してもらうことも法律上保護される利益であり、この利益が損なわれた場合は、不法行為に該当する可能性が出てくることになります。

#### 2 雇用主の義務

裁判所は、「雇用主は、労働契約上の付随義務として、労働者に将来社会保険が受給できるように社会保険の加入手続きを取るべき義務を負っており、使用者が故意または過失により社会保険の加入手続きを履行しなかったときは、違法に労働者の有する法律上保護される利益ないし期待権を侵害したことになることになる」と判断しました。

そのうえで、社会保険に加入することを雇用条件として労働契約を締結していたこと、労働者が早急に社会保険に加入するよう会社に求めていたにもかかわらず、約1年間にわたり加入手続きを怠っていたことを裁判所は指摘し、故意過失を認めました。

### 3 不安が損害

では実際に期待権の侵害により、労働者にどのような損害が発生したかということですが、裁判所は、「原告において、将来における厚生年金の受給関係に被保険者期間が資格期間を満たさないなどの悪影響があるかもしれないという精神的負荷をかけ、この精神的負荷による精神的苦痛という損害を与えたことが認められる」と判断しました。

要するに、将来への「不安」が精神的苦痛であり、これが損害であると判断したのです。その精神的苦痛の慰謝料は5万円であり、弁護士費用1万円の請求も認められました。

### 4 代表者と会社の連帯責任

裁判所は、代表者の不法行為（民法709条）だけでなく、会社も、代表者がその職務を行うにあたり第三者（労働者）に損害を加えたものであるとして（会社法350条）、会社も代表者と連帯して不法行為責任を負うとしました。

### 5 この判決の評価

この判決によって、今後、直ちに社会保険の加入遅滞の訴訟が増えるとは考えにくいです。

この事案は、実はパワハラ、セクハラ、長時間労働の強要、男女賃金差別等々、様々な請求がなされており、社会保険の加入遅滞はおまけのような存在でした。

しかし、裁判所は、社会保険の加入遅滞だけ不法行為の成立を認め、それ以外の請求は全て棄却しました。労働者と会社の対立が激しい事案において、バランスを図る意味で、この点だけ裁判所も認容してあげたという気もいたします。

いずれにしても、この事案では、労働者が早急に社会保険に加入するよう求めていたにもかかわらず、会社が1年間も放置していたことが問題だったと思われます。では、どの程度の遅滞があれば慰謝料を発生させる違法になるのかというと、その基準は示されていないため不明です。極端な話、1か月でも遅れれば「不安」は発生するからです。

また裁判所は、精神的苦痛による慰謝料を5万円と評価しましたが、慰謝料は相場があってないようなものです。

この慰謝料を高いとみるか、安いとみるかですが、社会保険の加入遅滞単体での訴訟はなくとも、社会保険の未加入及び遅滞に対する不満に端を発した残業代請求はあり得ます。

「社会保険に加入してくれない会社は辞めよう、でも辞める前に残業代請求しておこう」という発想になりかねないです。当然、残業代裁判では、社会保険の加入もしてくれない酷い会社であると主張されます。たかが5万円。されど5万円だと思います。

以上